

第3章 ヒアリング調査結果

1 ヒアリング調査について

ヒアリング調査では、「(1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について」として2件、「(2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例」として8件、計10件のヒアリング調査を実施した。

本章では、ヒアリング調査の結果を報告する。

ヒアリング調査実施概要

(1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について

- ・11月16日(火) 明治大学大学院教授・弁護士 平田 厚氏
- ・12月8日(水) 淑徳大学准教授 山下 興一郎氏

(2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例

- ・1月19日(火) 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会
地域福祉活動推進部門 管理者 笹川 和哉氏
- ・1月26日(火) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
副局長 中村 健治氏
- ・2月1日(月) 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会(当事者ヒアリング含む)
法人運営部長 田邊 寿氏、
権利擁護支援課長 尾登 守氏
- ・2月25日(木) 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
センター長 住田 敦子氏
- ・3月8日(月) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター
担当課長 多田 政孝氏、小川 由紀氏
- ・3月18日(木) 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
地域福祉部 部長 川井 誉久氏、
(同席くださった方のご指名)
- ・3月22日(月) 大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課
相談支援担当課長 森 和俊 氏
- ・3月23日(火) 社会福祉法人 A J U自立の家
加藤 正志 氏

① 日常生活自立支援事業制度設計等時の考え方、 現状の評価等にかかる有識者ヒアリング 1

平田 厚氏（明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士）

1) ヒアリングの趣旨

日常生活自立支援事業の制度開始当時の制度設計および成年後見制度との制度連携等に造詣の深い専門職・学識経験者として、平田厚氏（明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士）に対してヒアリング調査を行った。

なお、制度検討・制度開始当初に関するヒアリング調査であったため、日常生活自立支援事業の当時の制度名称である「地域福祉権利擁護事業」という用語が用いられている。

2) ヒアリング概要

○判断能力が不十分な人に対する支援の必要性 ← 権利擁護センターすてっぷの経験から

・日常生活における権利侵害の危険性 ～ 「たたかうアドボカシー」

平成 7 年頃より厚生労働省のもとで地域福祉の観点から権利擁護支援を検討する委員会が立ち上がり、平成 8 年頃より東京都社会福祉協議会の権利擁護センター「すてっぷ」における経験を活かし、検討に参与した。

最初に議論となったのは、悪徳商法・訪問販売による被害を地域でどうカバーできるかであった。一方で自宅において判断能力が不十分になった高齢者や障害者が親族や知人より年金を搾取される状況に対処する制度を検討するという要請があった。

・福祉サービス利用支援の必要性 ～ 「ささえるアドボカシー」

当時社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの利用が措置から契約に変わる中、判断能力が不十分な方には契約するためのサポートが必要となることが指摘された。まずは利用契約のための意思決定の支援が必要となるが、継続的な契約関係の中、利用契約中の苦情申立て等の支援についても必要であるという議論がなされた。

権利擁護センターステップにおける相談支援の経験を踏まえ、どのような支援の形がもとめられるのか、権利侵害に対する対処と、これからの福祉サービス利用に対する支援の両面を見据えたときに必要な事項として、日常的金銭管理のサポートが不可欠になるということが指摘された。積極的支援と権利侵害に対する支援の結節点として、日常的金銭管理を

位置づけるべきという方向性である。

○ 地域福祉権利擁護事業の利用

・制度構築当初の理念

地域福祉権利擁護事業の立案時点とほぼ同時並行で平成 11 年に民法改正にて成年後見に関する法改正が進められており、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度をどう見据えていくのかが当時論点となった。

当時の論点としては、成年後見制度は、民法に基づく家庭裁判所の決定システムに拠る制度であり、主として法律家（弁護士・司法書士）による財産管理支援が中心と考えられた。その一方、社会福祉士による民法 858 条の身上配慮を意識した支援方法の確立の重要性の議論が後見制度の検討において加わった。

当時は、法的義務が課される重い財産管理支援を成年後見制度において主に法律家が担い、地域における日常生活支援を福祉の専門家による地域福祉権利擁護事業で行う、と守備範囲によって明確に分けるべきではないかと考えていた。背景には、地域における生活支援を法律家の後見人が担う場合、民法 714 条の法的監督義務者責任があることをおそれて、後見人が施設入所や病院入院等を進める動きがみられたこと、本人が望む在宅生活の継続のためには、地域における生活支援を福祉の専門家がソーシャルワークとして行うべきであると考えたことがある。

成年後見制度と所管する法務省、地域福祉権利擁護事業を所管する厚生労働省間で制度連携の検討が必要との指摘は出されたが、**当時制度間連携の形を明らかにすることはできなかった。**

・制度利用実態の変遷

成年後見制度も地域福祉権利擁護事業も、受け皿となる体制整備や担い手の育成については後手に回ってしまった点は反省点である。成年後見制度の受皿構築の遅れのため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行させることができず、若干無理な利用継続の事例が現れてしまった。

その要因としては、成年後見制度の申立人の確保や申立費用がかかることの課題、そして各専門職団体等、成年後見制度の受け皿の名簿づくりの遅れということが複合的な要因としてあったのではないかと考えられる。

専門職団体が受け皿づくりに力を入れ、親族後見人から専門職後見人へ担い手の割合が急激に変化した。ここ数年は受け皿づくりが追いつかず、飽和化現象が起き、両制度ともニーズに追いつけない状況が出現しているのではないかと考えられる。

さらに、コロナ禍により、訪問面接調査ができない時期があるなど、契約締結につながりにくい状況が生まれ、成年後見制度においては家庭裁判所の機能が一時停止した時期があった。コロナ禍が要因で制度の利用停滞が起きてしまったことは否めない。

○ 地域福祉権利擁護事業の課題・有効性

地域福祉権利擁護事業は、本人との契約に基づき、本人と一緒にプランを立てることが骨子となる制度である。本人意思がないと支援できない体制をつくっていることから、本人意思の尊重については徹底している制度であると評価できる。

一方で、本人の判断能力が低下してきているが、できないといたくない方、契約締結能力はまだ保たれているが、利用意思は示さないという人が制度利用の対象となるため、契約前の段階から契約に至るまでの本人との信頼関係構築と面接の時間が重くのしかかる制度にならざるをえず、ジレンマを抱えた制度であると考えられる。そのような観点から急激に拡張、活性化することができない事業としての本質を持たざるを得ない制度であると当初は予想していた。

法定後見への移行が困難な面は未だに解消できていない。申立人の確保、申立費用の立て替え等でもめることが多く、首長申立の場合でも審査に長期間かかりなかなか移行できないケースも多く見られる。

以上

② 日常生活自立支援事業制度設計等時の考え方、 現状の評価等にかかる有識者ヒアリング2

山下 興一郎氏（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科）

1) ヒアリングの趣旨

日常生活自立支援事業の制度開始当時の制度設計および成年後見制度との制度連携等に造詣の深い当時の厚生労働省における制度設計担当者・学識経験者として、山下興一郎氏（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科）に対してヒアリング調査を行った。

2) ヒアリング概要

○日常生活自立支援事業創設当時の制度設計について、日常生活自立支援事業創設の趣旨・目的および検討過程について

社会福祉事業法改正により自己決定権の尊重の観点から、福祉サービスの利用提供が、行政による措置から、サービス提供者と利用者との間の契約に基づき行われることとなった。実現に対し、契約に必要な判断能力が不十分な方々の支援が、契約の履行状況の確認や改善を申し出る能力も含め、課題となった。

その対策として、判断能力が不十分な方々に対する福祉サービスの利用援助を実現する手段として、改正社会福祉法により、福祉サービス利用援助事業を設けることが、当時の厚生省の「社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会」にて検討された。本検討の報告は平成10年11月25日に出されている。

一方、当時、法務省民事局参事官室にて成年後見制度の創設も検討されていた。成年後見制度創設の検討状況を踏まえたうえで、一方社会福祉分野においては利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくための必要なものとして、簡便に利用できる比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助や、それに付随した金銭管理の援助の仕組みが求められており、信頼における適正な制度運用の覚悟が求められているという報告内容となっている。福祉サービスの利用援助とは、福祉専門職及び生活者の観点から、福祉サービスの契約方式による適切な利用を支援することにより、利用者の地域社会における日常生活の継続、あるいは円滑化、回復を後押し、あるいは下支えすることにある、と考えられていた。

検討当時の経緯、社会福祉基礎構造改革に、あるいは介護保険法における契約が意思能

力が不十分であるために福祉サービスが十分に活用できないという問題、身の回りのことや金銭の管理ができない危機的な状況で日常生活を送らざるを得ない事例等が挙げられた。在宅生活における金銭管理支援が、一部の自治体、社会福祉協議会、福祉公社などで先駆的な取組が行われていた。

また、ドイツ、イギリスにおける成年後見法に関する議論が日本で展開されており、社会福祉関係においては、厚生省の中で社会福祉基礎構造改革を進め、当時の社会福祉事業法を抜本的に改正していく、そのために日常生活に関する前述の検討会を開催し、権利擁護のためのシステムを必須として整備していく方向が整理された。本人の立場に立って日常生活を見守り、福祉サービスの利用を援助するということとあわせ、金銭管理の直接的サービスを提供する必要性が指摘された。

○検討会における検討の論点

当時、社協が行っている事業を参考としながら、全国的に展開することを目的として検討会が5回にわたり実施された。

検討の前半には契約締結能力や成年後見制度との比較等、後半には援助の範囲や契約締結に必要なとされる意思能力の程度、社協の賠償責任、担い手等についての検討が行われた。

第1回では権利擁護、という言葉の定義が議論され、福祉関係者と法律家でニュアンスが異なることが確認された。また、金融機関との関係についても検討がなされている。

社会福祉協議会が事業を実施するにあたり、ホームヘルプサービス、在宅介護等を実施している場合の利益相反関係を避けるため、第三者的な運営体制をつくっていく必要があるということも指摘されている。

検討会には当事者団体の参加を得ており、当事者の意向や関与を担保する制度であるべきという点も反映されている。

また、福祉総合相談における発見から問題解決のプロセスの中で、日常生活自立支援事業が展開されるべき、という意見、専門員の要件に関する意見、当事者の意思の変容に対応できる迅速性、機動性が必要という指摘等が挙げられた。また、事故を想定し、賠償責任保険に関する検討もなされている。

地域福祉権利擁護事業の提案において、その時点で検討中であった成年後見制度との関係について、より踏み込むべきとの意見をはじめ、法律家からも様々な意見が出された。当時提案された成年後見制度は、家庭裁判所が監督をするため時間的・人材的・地域的にも迅速な対応が福祉サービス利用者との関係では十分にできないのでは、という印象は

持っていた。成年後見制度の関係性の問題は確かに出てくるが、財産管理と身上監護ではなく、日常生活をサポートする仕組みの中に利用援助や財産管理があるというやり方のほうが、社会福祉における成年後見制度では、という意見も挙げられた。

法律家の観点からいくと、財産管理と身上保護という用語がでるが、福祉関係者は財産管理と身上保護ではなく、日常生活をサポートする仕組みと表現し、ニュアンスの違いがみられた。

財政上の裏付けとして、社会福祉協議会が実施する場合の人的体制、財政的な体制づくりについても検討がなされた。成年後見制度が対象とするのは法律行為、現行の日常生活自立支援事業は、日常生活支援の中で、助言、情報提供、手続き代行、日常的金銭管理等を月1回あるいは2回行うような想定で検討されていった。

検討会3回目以降、権利擁護のために日常的に対応する援助の範囲について、福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理と整理され、福祉サービスの利用援助は、代理からくるものではなく、情報提供、助言、手続きに同行する等の手続き援助、さらには苦情処理制度、苦情解決制度の利用援助等が福祉サービスの利用援助に含まれると整理された。

一方で日常的金銭管理は、福祉サービス等の利用料の支払いとか、一定額の預貯金の出し入れ、あるいは通帳、権利書の保管等、あるいは年金手当て等の受領確認や受給の手続き、あるいは就労収入や不動産収入の確認、そのほか居住家屋の賃借や住宅改造、あるいは福祉施設等への入所援助、あるいはヘルスケアサービス、あるいは通常の医療行為の利用援助、クーリングオフの利用援助、住民票の届け出、印鑑登録代行などが、日常生活の範囲として当時の報告書を作成する際に議論された援助の範囲の事項であった。

検討会後半では、利用者の意思能力喪失後の支援の契約が議論となった。当時は、意思能力喪失後も支援は継続するという特約事項を契約書に残す等が行われていた。実際に支援する現場が悩ませられる問題となっていたが、ふさわしい援助の制度につなぐ、ふさわしい援助ができるところにつなぐ、という整理を行った。

また、代理権についてどのくらいの重みで付与するのか、主に金融機関との関係でのやりとりの煩雑さを避けるため、日常生活上必要な金額の範囲において代理権を授権する、という整理で事業を開始させた。

事業の実施主体についても、社会福祉協議会を中心としながら、他にも社会福祉士会等もありえるという議論もでていた。

福祉関係者が成年後見制度にかなり注目し、日常生活自立支援事業との関係性も周知

された。全社協も地域福祉推進委員会で、社協の法人後見についても検討をした。

社協が行うソーシャルワーク実践として、事例検討会を徹底、スーパービジョンの環境を整備しようとした。

以上

③ 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会

1) ヒアリングの趣旨

人口 7000 人弱、高齢化率 40%超、十勝の東北部の山間地に位置する本別町において、権利擁護の取り組みだけではなく、従前から行われていた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成 25 年 3 月に「あんしんサポートセンター」を設置した本別町社協の取組経緯と現状を聞き、今後の課題や取り組みについてヒアリング調査を行った

2) 取組概要

本別町社会福祉協議会では、権利擁護の取組だけでなく、生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組む必要があることから、平成 25 年 3 月に「あんしんサポートセンター」を設置し、地域の困りごとについて対応できるよう、社協全体および行政の福祉部局、地域包括支援センターと連携した体制をとっている。

また、「あんしんお預かりサービス」という契約に基づく一次的な金銭管理のための取組を開始したところ、利用者が急増している。

3) 取組のポイント

○「あんしんサポートセンター」について

本別町あんしんサポートセンターは、町民の「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい」という願いを実現するために、「地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける」「困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む」ことを目的としている。

権利擁護や金銭管理に関する事業として、法人後見、日常生活自立支援事業、安心お預かりサービスを実施している。

「あんしんお預かりサービス事業」は、あんしんサポートセンターを立ち上げた時に、品川区の取組を参考に新たな事業として開始した。日常生活自立支援事業等の前段階の金銭管理に関する事業として位置づけている。現在 27 件の利用があり、年間 7、8 件新規利用者があり、利用は増加傾向である。関係制度への連携としては、あんしんお預かりサービスから成年後見制度への移行が多く見られる。

あんしんサポートセンターについて

権利擁護の取り組みだけではなく、センター立ち上げ前から実施していた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を設置

センターの目的としては、町民の『いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい』という願いを実現するために、

- ・地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける
- ・困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む

- ・社協全体で相談対応がしていくため、センター内の事業を一体的に取り組むために、社協事務局内部で事業状況等を情報共有する取り組みを実施
- ・様々な相談に対応していくために、町行政の福祉部局（高齢者福祉・障がい者福祉・社会福祉）、地域包括支援センターと社協事務局が情報共有する取り組みを実施

5

あんしんサポートセンターの組織・連携体制

あんしんサポートセンター 運営委員会

構成員：社協福祉部会員、ケアセンター職員（行政）、町内専門家、市民後見人代表者、商工会、消費者協会
役割：あんしんサポートセンター事業の年間活動状況、あんしんサポートセンターの活動計画への意見

生活応急資金貸付審査委員会

構成員：社協会長、社協副会長、社協各部会長
役割：生活応急資金貸付に関する可否など

内容に応じて、他の社協職員、役場職員、専門家にも参加を求める

あんしんサポートセンター ケース会議

構成員：社協事務局職員（地域福祉活動推進部門・法人運営部門）、地域包括支援センター
役割：簡易な内容に関するサービスの可否、あんしんサポートセンター内の事業利用者に関する情報共有

あんしんサポートセンター 行政合同会議

構成員：ケース会議構成員に加えて、ケアセンター職員（高齢・障害・社会福祉）
役割：ケース会議で判断が難しい複雑なケースに関する事業検討、あんしんサポートセンター利用者状況・相談状況の報告、成年後見事業の受任調整、その他あんしんサポートセンターに係る事項の情報交換・共有など

6

あんしんサポーターの体制について

あんしんサポートセンターの下記事業においては、あんしんサポートセンターでの研修を修了した方に、あんしんサポーターとして登録いただき、実際の支援活動に取り組んでもらう体制となっており、地域住民が地域住民を支える体制づくりが図られている。

あんしんサポートセンター

- 後見サービス（法人後見事業）
- 金銭管理等サービス（日常生活自立支援事業）
- 認知症見守りサービス（やすらぎ支援事業）
- あんしん訪問サービス（安心生活創造事業）

あんしんサポーター



○日常生活自立支援事業と「あんしんお預かりサービス」の利用状況

日常生活自立支援事業の利用は2件（すべて生活保護受給者）、あんしんお預かりサービスの利用は27件である。あんしんお預かりサービス利用者のなかに、日自の対象者と思われる方が10名程度みられる。あんしんお預かりサービスは判断能力がある人が利用している。利用料の問題で、日自が難しい人が対象となっている。

両制度ともに、成年後見に移行するまえのステップとして位置づけられる。

一時的に金銭管理をできる仕組みとして、「あんしんお預かりサービス」を開発した。しかし、実際には、判断能力があるがお金のやりくりで困る人が多いことがわかった。日常生活自立支援事業でも、成年後見でもない、制度にマッチしない人が相談で増えてきたことによる。日常生活自立支援事業と比べて、相談を受けて即日から、迅速にサービスを提供できる。本人とは契約書を交わすが、日自のような定まった様式はない。

「あんしんお預かりサービス」の利用料が低廉すぎるため、単独で賄うことができない実情がある。

○成年後見制度への移行、法人後見について

日自やあんしんからの移行ケースは保佐類型となる方が多い。

社協の法人後見として、法定 7 件、任意後見 1 件（発効前）

法人の任意後見につながった事案は、複数の課題があるような事案

○ 既存の制度にマッチしない相談への対応

権利擁護以外のネットワークとして、当町には「居住支援協議会」がある。

地域内での連携は顔が見える関係でよくとれている（入院できる病院 1 か所）。

あくまでも、本人が希望して契約するということを重視しているので、日自やあんしん事業を利用することを前提とした施設利用や入院を求められることはない。

「あんしんすまい保証サービス事業」を平成 28 年から実施している。身元保証について、積極的な啓発を行っているわけではないが、個別事案ごとに対応しているので、身元保証がなくとも施設入所や入院ができない、という課題は多くはないと考える。平成 31 年から「生前事務委任契約事業」も実施している。

平成 29 年から実施している「死後事務委任契約事業」については、社協がそこまで担うのか、という意見もあるが、行政がしっかり関わっており、地域の中でさまざまな関係機関や事業所にもかかわってもらい、実施している。

○ 今後について

令和 3 年度より町役場が中核、社協は中核の役割機能を分担し、一緒に中核の機能を果たしていく。

④ 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

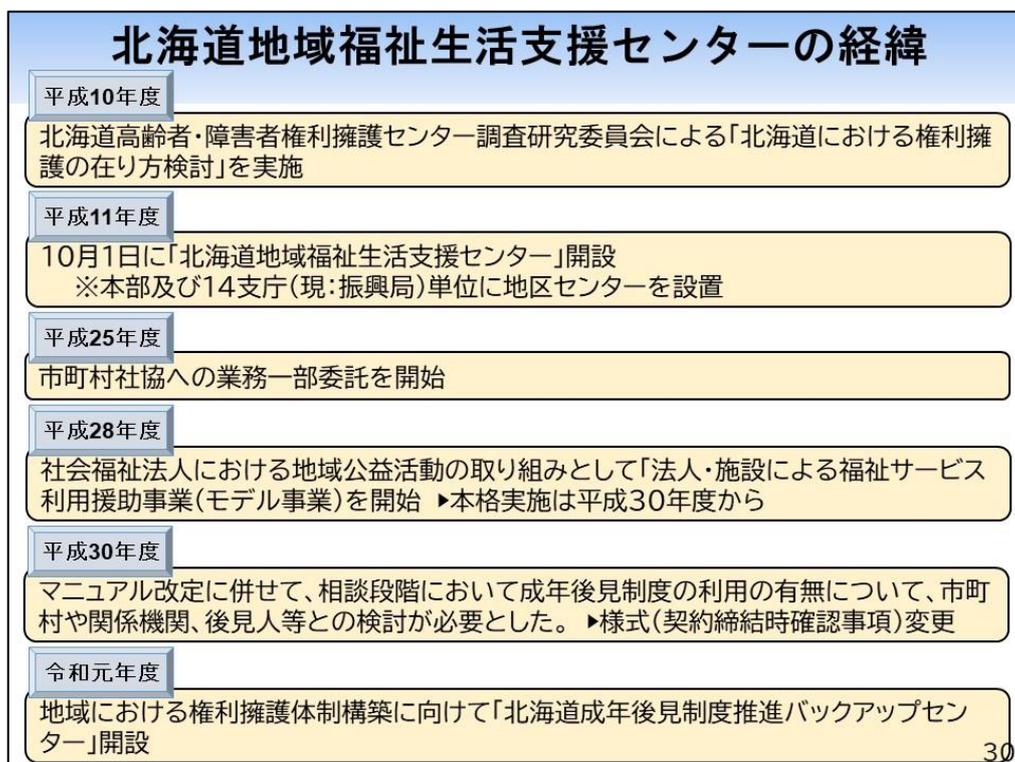
1) ヒアリングの趣旨

成年後見制度推進バックアップセンターを設置し、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携も含めた市町村の総合的な権利擁護体制の構築を支援している社会福祉法人北海道社会福祉協議会に対し、取組に関するヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

○北海道における権利擁護体制整備の考え方

北海道社会福祉協議会では、社会的にハンディキャップを持つ人々が新しい社会福祉システムの中で、自らの権利に立脚し、種々の福祉サービスを活用しつつ地域社会や福祉施設などでの生活を保障していける仕組みの確立を目指して、その在り方について高齢者・障害者権利擁護センター調査研究委員会（平成10年7月～平成11年3月）において調査研究を行った。



同調査研究では、生活支援システムを必要とする背景には「1. 生活課題を抱える人々への全人的ケアに対する時代的要請」、「2 権利性の重視に裏打ちされた福祉サービスの変化」、「3. 新たな「成年後見制度」確立をめぐる動向」、「4 「地域福祉権利擁護制度」の制度化への取り組み」の4点があると提示した。その上で、北海道における権利擁護センターの意義と重視する観点として「公共性、福祉性、市民性、地域性、簡便性、低廉性」を挙げた。権利擁護事業を実施するセンターの名称としては、権利の主体者、社会的存在としての人間として、自らが自立的・自律的に生活するための様々な生活課題克服への支援が求められていることなどを考慮し、「地域が福祉的に生活課題を持つ人々を多面的に支援する」という主旨を強調する「地域福祉生活支援センター」という名称が提言された。

北海道地域福祉生活支援センターの概要

目的

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方の福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いいたします。

対象となる利用者

**利用対象は
広めに考える**

「いま、生活上、困っていることがないか」
「本事業による援助が効果的かどうか」を見極める(アセスメントする)

道内在住の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理のことなどに不安を抱えている方。

- ① **日常生活自立支援事業の援助内容が理解できることが必要**
※「契約の内容に判断し得る能力」は、「契約締結ガイドラインにより」に基づいて判断する
- ② **医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持の有無は不問**
- ③ **在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方が対象**
※なお、在宅で本事業を利用されていた方が、病院に入院したり、施設に入所した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲で支援を継続します。

サービス内容

- ① **福祉サービスの利用援助 <基本事業>**
▶福祉サービスの情報提供や利用についての手続き等を援助します。
- ② **日常的金銭管理サービス**
▶日常的な金銭管理を援助します。
▶取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。
▶ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳や印鑑を預かりも可能。
- ③ **書類等の預かりサービス**
▶金融機関の貸金庫に書類等を預かります。

本事業で提供できない内容

- 本人の買い物や洗濯、外出援助等、ホームヘルプサービスで行う援助
- 治療への同意や入院契約等の医療契約に関する援助
- 入院先や次の入所先への搬送・同行
- ※上記のような支援が必要なときは、具体的な援助を行う事業所や関係機関への繋ぎを行います。
- 本人が所有する賃貸アパート等の管理や家賃請求・代理受領
- 遺産相続手続き
- 本人の自宅(アパート等)の解約、自宅にある本人の持ち物の処分など
- 入院や施設入所等に伴う保証や身元引受
- 利用者が死亡した後の死後事務 他

サービス利用料

- ① 福祉サービス利用援助(基本)・・・ 無料
- ② 日常的金銭管理・・・・・・・・・・・・ 1回1時間当たり1,200円
- ③ 書類預かりサービス・・・・・・・・・・・・ 金融機関の貸金庫利用料
- ※ 生活支援員の交通費・・・・・・・・・・・・ 公共交通機関利用の場合は、運賃等の実費
自家用車使用の場合は、1回一律300円

実施主体

本事業の実施主体は、北海道社会福祉協議会です。
また、市区町村社会福祉協議会や社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託できることとなっています。

委託市町村社協数
147/178(82.6%)

実施主体

支援員の確保は、各市町村社会福祉協議会の推薦もしくは協力により選任し登録します。

登録支援員数
1,209名

○法人・施設による福祉サービス利用援助事業

本事業は、道社協直営から H25 年に各地の社協に一部委託（市町村事業化）したことで、新規契約者が倍増した。

H28 年度に社会福祉法人における地域公益活動の 1 つのメニューとし、H30 年度より本格実施している。

H30 年度には、道社協の事業マニュアルを改正し、制度移行において、成年後見制度の利用の検討を行うことを盛り込んだ。

社会福祉法人における地域公益活動の一環として、高齢者施設は障害者、障がい者施設は高齢者の支援を行うなど、利益相反関係を避ける工夫を行った。

支援メニューは、①は社協と同じ、②は生活支援員登録と活動のみである。

社会福祉法人における福祉サービス利用援助事業の課題としては、支援員の確保ができないことである。支援員業務は介護職員がシフトが決まっていることから介護職員が担うのは難しく、管理職、事務職、相談関係の職員が担っている。通常業務を考えると 1, 2 件程度しか実施が難しい。

市町村社協から依頼があったときに、道社協が調整をかけるようにしている。

福祉サービス利用支援事業のメニューは社協と一緒にあり、利用費用も1時間1200円と日自と同じ金額としている。

社会福祉法人の公益活動という位置づけのため、道社協からは費用をだしていない。また、公益活動なので、生保の人は施設でやってくださいとしており、今はほぼ生活保護利用者の方である。

以上

③ 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

1) ヒアリングの趣旨

これまでさまざまな権利擁護支援にかかる取組を先駆的に実践されてきた伊賀市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業等関係制度と成年後見制度との連携について主に、制度開始当初からの経緯、運用のありかた、重視してきた観点等を中心にプレヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

○制度開始前の準備、開始当初から現在までの経緯

日常生活自立支援事業開始にあたり、三重県県社協とのやりとりで基幹的社協をどこにおくかで協議を重ねた。当初は合併前6市町村でどうするかの話があり、体制整備に尽力した。平成11年秋から6市町村社協の専門員を集めて研修、様式の作成を行った。

運用開始された平成12年の利用件数は1, 2件程度で、実績はあまり多くなかった。和歌山県で訪問介護員による横領事件の発生、同様に当地域においても支援者等に金銭管理を委ねている実情もあった。

大きな変化があったのが平成14年頃である。当時、精神科病院入院中の事業利用者の中で病院が借り上げたアパートで生活し、デイナイトを病院で過ごす方々について、このままでいいのか、と精神科病院PSWからも相談を受けた。病院に入院中の方の日常的な金銭管理の必要性に着目し、このあたりから日自の利用者が急速に増えていった。

このような経緯が影響しているためか、当社協では、高齢者よりも精神障害の方の利用が多い。専門員1人について担当件数は30件という基準が示されたので、件数にあわせて専門員を配置した。生活支援員の担い手として、地域の民生委員や訪問介護事業所退職者等に声をかけた。人材養成のための生活支援員養成講座を開始したのもこの頃である。このような事業実績から、平成18年全社協の事業を受託し、サポートセンターが設置された。

当初から、本人側にどのようなニーズがあるかが出発点であり、日自の利用については本人の理解や承諾をどのように得るか、重視してきた。そのためには本人とのやりとりに力を注いだ。本人から解約ができるという制度設計から、本人から「利用を辞める」と言われたときに、そのあとどうするのか、ということを検討するためにも本人の意向を尊重し支援をいったんとめる、という方法もとりながら、ともに今後の生活について検討してきた。

○現状について

令和2年12月現在

利用者 193名（認知症高齢者 52名、知的障害者 52名、精神障害者 76名、
その他 13名）

* 40名の方は通帳管理していない

* 後見との併用 7名（後見類型 2名、保佐類型 4名、補助類型 1名）

認知症高齢者はいない 精神障害者の方

元々日自を契約していた方が多い

利用者本人との契約である

職員 専門員 8名（常勤換算 5.4名） 生活支援員 18名（常勤換算 1.5名）

① 後見制度へ移行する事案

毎年5名くらいの利用者が後見に移行する。案件の特徴や見極めポイントについては、日自の事業の契約継続が可能かどうか最大のポイントだが、社協としては可能な限り日自の継続を検討する。そのなかでも、本人の理解の程度や入院等の身体的な状況の変化もポイントとなる。本人と適切な関与ができる親族がいるのかいないのか、経済的なゆとりがあるのかどうかなども見極めポイントとなる。悩ましい事案については、県社協の契約締結審査会にあげている。

② 他制度や専門機関との連携

「社協の底力」（2008年7月 原田正樹監修・伊賀市社協編集）でもまとめたが、精神障害者の方が地域移行を実現するために、社協として取り組むべきと考え実践してきた。時代の流れでも地域移行の動きはあるが、入院はしていなくても生活実態は入院とあまり変わらないのではないかと（ひとつの法人で丸抱えのような実態）ということへの問題があると認識している。地元には精神科専門病院（上野病院）もあり、特定相談支援事業所もある。ひきこもり支援や就労支援ともつながり、新たな社会資源開発にもつながった。平成21年度の厚生労働省調査研究事業「地域福祉あんしん保証システム」構築に取り組み、「地域福祉あんしん保証事業」を創設。令和元年に改めて調査を行い、新たな社会課題の解決として、終活への対応を行政とも連携し、検討している。

③ 伊賀市における取組の特徴

日自事業だけで完結させないこと。伊賀市内の法人連絡会が3年前に設立、連携はさらに深まった。当初は個人的にお願いにいたり、交渉したりが多く、関係が取れた施設や病院等からは、「社協が関わってくればいい」という話もあった。

現在では、施設にもよるが、保証人がいなければ後見制度をつけてほしい、といわれることはあるし、入院は長期化すると、後見制度を利用してほしいといわれることもある。

関係者からの相談がほとんどであり、退院時に金銭管理がうまくできないから、この事業をつかってほしいとケアマネから相談が入ることもある。生活保護が必要となる方は

生活保護を受給する上で、日自を条件的に強く勧められることもある。

このように、はじめは支援関係者が考える必要性から相談が入ることが多いわけであるが、社協として、本人との面談をしっかりと行うことが必須である。本人が利用したくないという意思を明確に表示した場合は、そのあとの生活実態や支援体制などの経緯をみて、再度こちらからフォローすることもある。

○日常生活自立支援事業の対象範囲や終了について

たとえば、前述のように明確に「利用したくない」という人でも必要性のある人に理解を促すことは、日自の役割としてあると考える。「利用したくない」「嫌だ」にも理由がいくつかある。実際に利用してみて「よかった」という例もある。逆に「嫌だ」ということも言えずに、支援者の言われるままに拒否すらできずにいる人は、日自の対象者ではないのではないだろうか。

借金の返済等、本人が抱える課題が解決したときに日自の利用を終了するという案件は年に数件ある。基本的に、本人が計画的に金銭を利用することができることが我々が目指している自立支援の自立、と考える。

○今後の検討課題について

① 日自の利用料について

資産がない方はより頻回な訪問、関りが必要となる事案もある。1回の訪問につき、1200円負担であるが、その理解が難しい場合もある。財産状況によって利用料を変えることも検討が必要とは考えるが、訪問回数が増えることで負担が増えたり、回数は少なくとも資産がある場合に1回の利用料が高くなると、利用を控えることにならないか、危惧はある。

② 成年後見制度との関係について

成年後見制度の必要がなくなったら制度利用を終わりにして日自で対応することも検討されてよいのではないかという意見や、本人が施設に入所したり入院した場合は、成年後見制度ではなく日自で金銭管理をしてはどうか、という意見があるが、利用者側にたてば、施設等が管理するのではなく、第三者が関わったほうがよいだろうと考える。

③ 日自の担い手について

日自を担う事業所を社協以外に増やす選択はあるか
そういう社会資源としてあるか

④ 法人後見について

⑤ 他の事業（生活困窮家計改善支援）と日自との重なりや違いについて

家計管理ができる人は自立度が高い人なので、何らかのアドバイスが受けられれば良く、直接金品を預かったりせずには間接的サポートとなる。

日自は直接的な支援が必要であり、本人ができるようになったらこの事業は卒業して

いく。

生活保護受給者については生保として金銭管理が必要ということではなく、判断能力が不十分な方や依存症の人などは対象となると考える。依存症については、治療やピアサポートが必要ではないかという考え方もあるが、社会資源として不足しているため、日自で関与することが必要と考えている。本来は、専門的にかかわりが必要なのに、手帳がないなどでつなげられない人もいる。

以上

⑥ 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

1) ヒアリングの趣旨

5市1町の広域にわたる、特定非営利活動法人が担う中核機関としての尾張東部権利擁護支援センターが、各市町の社会福祉協議会における日常生活自立支援事業とどのように連携の工夫を行っているのか、また日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行を検討するために有用なツールとして開発された「そろそろシート」の開発過程と主旨、運用の実際についてのヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

尾張東部権利擁護支援センターは、6自治体の委託によりNPO法人として設立され。設立から10年が経過した。現在、職員13名、うち社会福祉士9名である。

当初は法人後見の受任の受け皿としてセンター業務を開始したが、半年後、地域の権利擁護ニーズに対応するためのコーディネート事業を主体とした活動にかじを切った。

H26に専門職協力者名簿登録、H27年に市民後見人養成を開始した。

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

設置主体(5市1町) 平成23年10月開設

・瀬戸市・尾張旭市・豊明市
・日進市・長久手市・東郷町

①職員数 13人
センター長(専門相談員兼務)
専門相談員 9人(社会福祉士)
事務員 4人(支援員兼務)

②事業内容
○中核機関受託(平成31年4月～)
(広報啓発・相談・市民後見推進・受任調整
後見人支援・協議会の事務局)

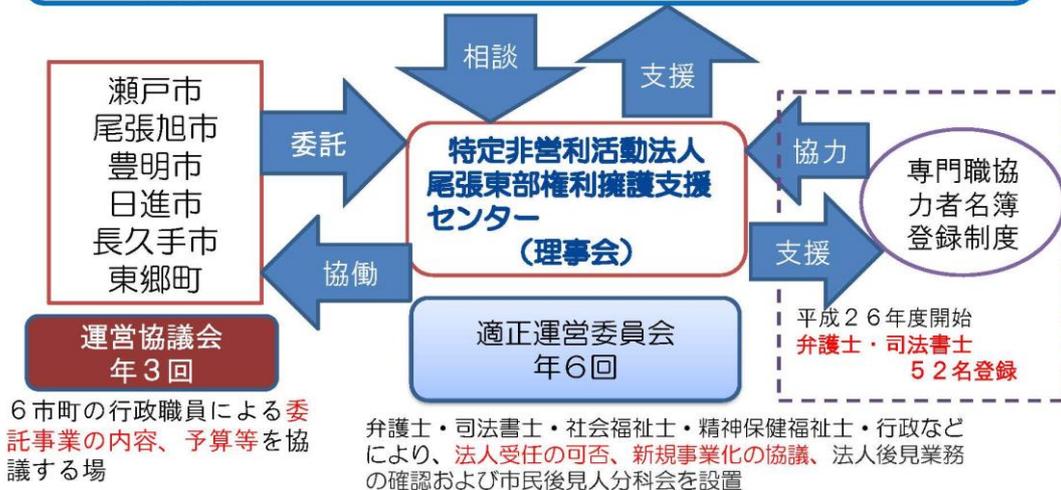
○独自事業 法人後見

令和2年12月1日現在 5市1町 人口合計 478,424人

尾張東部権利擁護支援センターの組織運営体制



尾張東部圏域5市1町の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者本人・家族及び支援者・社会福祉協議会・地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政など



○市民後見人養成研修を契機とした社協との連携

センターにおける市民後見人養成研修事業では、各市町の社協局長にも委員会に関与を依頼していた。7ヶ月の研修において、各社協における日自の専門員に対し、評価者になってほしい、と各社協を回り依頼した。地域福祉の向上を目指すからこそ、市民後見人事業に協力してほしい、と伝えた。日自の支援員には、日自や成年後見との連携事業を進める際に困っていること、研修等についてアンケートをとったところ、「研修の場がない」という課題があがった。そのため、社協の支援員に対し、センターが実施する市民後見人養成研修のどこを受けてもよいこととした。

○社協と中核機関との連携における課題

社協によって、相談が多い・少ない等の温度差がみられた。日自は県社協から市町社協に委託事業、市民後見は行政からの委託事業であり、当時は、あまり業務に時間を割きたくない、との反応があった。

H30年にセンターで利用促進計画を策定し、計画に「日自との連携」という項目をたてた。

R元年4月からは6市町よりセンターが中核機関を受託した。その際、日自へのつなぎ、日自からの移行・検討を行うために、「日常生活自立支援事業ミーティング」を主催し、計

画期間の中で2回会議をもった。

<計画における会議での検討>

①2018年5月 第1回ミーティング。

6市町社協、社協事務局長、行政担当者、センターが参加、利用対象者数を調べた時に、推定認知症者数16,974名、手帳保持者数等を調べた。

成年後見制度の利用を検討した場合の対応について尋ねたところ、センターにつながる：33%、利用者によって異なる66%という回答であった。

新規契約は18人、うち生保4人、利用者77名、うち17名が生保であった。

H30年度現在、成年後見制度利用が妥当だと思われる件数は数名いるが、実際の制度利用はない。他の機関から業務以外の役割を求められる等の自由意見あり。

②2018年10月 第2回ミーティング

参加者は第1回目の参加者に加え、計画策定委員長が参加した。

検討の中で、専門員は身元保証にはつながが、利用者が成年後見制度を利用するのはかわいそう、という考え方を持っていることも分かった。

日自の専門員から、これからもこの打合せを続けたい、という声があり、ミーティングを定期的で開催することとなった。計画にも19-2のとおりはいった。

③2019年5月 第3回ミーティング

計画への反映と位置づけ、事例検討を行った。

メリットPT（行政に伝える）、そろそろシートPT（移行のタイミング）、法人後見PTをつくり、6つの市町で担当者が2名ずつ検討に入ることとなった。

④2019年7月 第4回ミーティング

3つのプロジェクトからの報告と、そろそろシート案①、②が提示された。

⑤2019年10月 第5回ミーティング

そろそろシート案①②について、シートを用いて事例検討を実施した。

⑥2020年2月 第6回ミーティング

行政以外、社協日自担当者とセンター職員のみで実施。した、支援員の高齢化と人材不足が課題としてあげられた。また、地域包括や生活困窮、障がい者支援事業所等からの相談もあり、ミーティングの対象となる参加者を拡げていくこととなった。

権利擁護支援そろそろシート（日自担当・他機関⇄あすライツ） 記入日 _____

発信元事業所名	➡	送信先事業所名
---------	---	---------

1. 基本情報

担当者氏名 _____

対象者	氏名			年齢		性別	男・女
	市町			就労	している・していない		
居所	在宅	持家 / 借家 一戸建 / 集合住宅					
	施設	特別養護老人ホーム / 老人保健施設 / 有料老人ホーム 病院・診療所 / その他社会福祉施設など（ _____ ）					
心身の状況		【要介護度 _____】【障害支援区分 _____】【療育手帳判定 _____】【精神保健福祉手帳 _____】 【認知症高齢者の日常生活自立度 I II III IV V M】					
親族状況【キーパーソン _____】【経済的虐待・搾取 ある・なし】 【疾患・既往歴】 <関係図>		【関係機関・サービスの利用状況】					
1月あたりの 経済状況 □生保 預金額 _____円	収入	年金	円	生活保護	円	給与	円
		預金・その他(_____)		円	収入合計	円	
	支出	生活費	円	家賃等	円	福祉サービス利用料	円
		その他(債務/ _____)		円	支出合計	円	

2. 日常生活自立支援事業の支援状況

事業利用開始時期		対象区分	認知症・知的障がい・精神障がい
利用しているサービス	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり		
支援頻度	月 回 / 週 回 / その他(_____)		
支援内容 支援時の本人の様子			

3. そろそろ度 ※該当する場合は確認項目に○を記入してください。(◎・○・△)

検討課題	該当項目	具体的検討課題	該当項目	【検討課題】(記述)
判断能力の低下		財産の管理		
法律的な課題 (相続・訴訟・調停・自己破産・その他)		貯金の払出し、解約		
		保険金の受領		
		交通事故の示談等		
身元保証 (施設・病院等からの要求)		不動産の管理・手続き(売却・賃貸・抵当権の設定・その他)		
		施設(病院)入所(入院)の契約締結		
緊急度		訪問販売等の契約の取消し		
		その他		

他機関への情報提供について本人の同意を得ている。(チェックを入れてください)

そろそろシート（日自担当⇒あすライツ）

記入日

発信元事業所名	送信先事業所名
---------	---------

1. 基本情報

担当者氏名

対象者	氏名		年齢		性別	男・女	
	市町		就労	している・していない			
居所	在宅	持家 / 借家 一戸建 / 集合住宅					
	施設	特別養護老人ホーム / 老人保健施設 / 療養型病床群 病院・診療所 / その他社会福祉施設など（ ）					
心身の状況	【要介護度】 【障害支援区分】 【療育手帳判定】 【精神保健福祉手帳】 【認知症高齢者の日常生活自立度 I II III IV V M】						
親族状況【キーパーソン _____】 <関係図>	【経済的虐待・搾取 ある・なし】			【疾患・既往歴】			
	【関係機関・サービスの利用状況】						
1月あたりの 経済状況 □生保 預金額 円	収入	年金	円	生活保護	円	給与	円
		預金・その他()		円	収入合計		円
	支出	生活費	円	家賃等	円	福祉サービス利用料	円
		その他(債務/)		円	支出合計		円

2. 日常生活自立支援事業の支援状況

事業利用開始時期		対象区分	認知症・知的障がい・精神障がい
利用しているサービス	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり		
支援頻度	月 回 / 週 回 / その他()		
支援内容 支援時の本人の様子			

3. そろそろ度

※1 身元保証は施設・病院等からの要求の程度を示す。

検討課題	度 合 1(ない) ……5(ある)	【検討課題】(記述)
判断能力の低下	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
法律的な課題	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
身元保証※1	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
緊急度	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
総 合 ※上記4項目の合計÷4	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	

他機関への情報提供について本人の同意を得ている。(チェックを入れてください)

○「そろそろシート」について

プロジェクトにおける検討過程において日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行が必要かどうか、判断するためのツールとして、「そろそろシート」（試案）が開発されている。

シート（試案）は2種類あり、生活上どこに課題があるのかを把握するとともに、判断能力の低下等課題の度合いを把握するための指標がチェック型・スケール型にて示されている。2種類のシートがあるが、両方併用することが可能である。

「そろそろ度」は記入者の主観で記載をしている。

開発の背景は、地域包括支援センターやケアマネジャーより、どのようなタイミングでつなげばよいか分からないとの声があったことから開発した。現在、地域のケアマネジャーや、生活困窮担当窓口等にもシートを配布し、成年後見制度の利用タイミングを検討するツールとして周知している。

以上

⑦ 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

1) ヒアリングの趣旨

日常生活自立支援事業や成年後見制度等権利擁護事業と市行政の生活保護との連携の取組について、取組の実際や特徴、成年後見制度との連携等に関するヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

横浜市社会福祉協議会では、平成 15 年より権利養護事業を開始した。従前より日自の契約者の中で 6～7 割が、生活保護受給者の方であった。

H16 年 9 月～横浜市福祉局の保護課と情報交換を行い、連携をはかっていた。契約を促進していく動きが H26、27 年頃であった。

定期訪問を行うのは生活支援員であったが、契約件数がのびないため、単独で対応できるように、という動きがあった。

○連携のための研修プログラムの実施

H27 年に生活支援課の職員に対して、権利擁護の基礎研修を開始した。R2 年度の研修は 6 年目である。毎年継続して行っている。

局や市社協レベルで共有できていても、区や区社協の職員まで落とし込んでいくために現状の分析と今後の連携強化を図っている。

生活支援員に対しては H30 年 4 月に、生活支援課の係長さんにお越しいただき、生活保護を理解するための研修を行っている。

申立は首長申立、所管課が分かれている場合があり、ご依頼という意味も有る。

○連携イメージの共有のための通知の発出

異動に合わせて、毎年、社協と市生活支援課との連携のイメージの資料を 4 月に配布している。通知には、支援の流れと連携を必要とするタイミングについてフロー図にまとめられており、緊密な連携について市と社協間でイメージを共有できる内容としている。

生活支援課係長会議資料
平成28年10月27日(木)
横浜生活あんしんセンター
健康福祉局生活支援課・福祉保健課

権利擁護事業を利用する生活保護受給者の状況と、今後の連携強化について

区社協あんしんセンターの権利擁護事業は本人との契約によるサービスとして実施しており、本人死亡とともに契約終了となる事業です(出納を含む一切の手続きができなくなります)。

権利擁護事業の利用者のうち、生活保護受給中の利用者の方については、従来より生活支援課との協力・連携のもと、支援を行っています。しかし、利用者の増加に伴い対応困難な利用者も増加しています。

権利擁護事業を必要とする方ができるだけ多くご利用いただけるよう、区社協あんしんセンター利用状況と、生活支援課へお願いしたい連携内容をまとめましたので、ご確認ください。

1 区社協あんしんセンター利用者数の推移

権利擁護事業の契約は下表のとおり増加傾向にあり、それに伴い生活保護を受給する利用者数も増加しています。

	H25.3月末	H26.3月末	H27.3月末	H28.7月末	H28.9月末
契約件数	588	617	724	755	801
うち、定期訪問サービス					
書類預かりサービス	172	172	178	180	188
契約者数	593	620	728	759	804
うち、生保受給者	329 (55.5%)	350 (56.5%)	422 (58.0%)	438 (57.7%)	474 (59.0%)



2 訪問回数・訪問人数について(H28.7月調査)

区社協あんしんセンターによる利用者への訪問は概ね月1回を基本とし、また訪問する非常勤職員(以下、支援員)も1人を基本としています。

しかし、特段の事情のあるケースについては、月2回以上の訪問や、2名による訪問を行っています。

訪問回数	総計	支援員複数訪問						支援員1人訪問(基本)					
		計	月1回未満	月1回	月2回	月3回	月4回	計	月1回未満	月1回	月2回	月3回	月4回
全体件数	755	335	25	227	74	3	6	420	34	284	92	1	9
うち生保受給者	438 (58.0%)	189 (56.4%)	5 (20.0%)	121 (53.3%)	56 (75.7%)	2 (66.7%)	5 (83.3%)	249 (59.3%)	9 (26.5%)	154 (54.2%)	76 (82.6%)	1 (100%)	9 (100%)

支援員複数訪問の件数は総計の4割を超えている。

複数の支援員が月2回以上訪問しているケースは、生活保護受給者が多い。

支援員1名訪問においても、訪問頻度の高いケースは生活保護受給者が多い。

月2回以上訪問件数

属性	件数	構成比
精神障害	88	47.6%
高齢他	47	25.4%
知的障害	36	19.5%
身体障害	9	4.9%
認知症	5	2.7%
合計	185	100.0%
うち生保	149	80.5%

支援員訪問人数に拘らず、月2回以上訪問を行っている件数の集計では、8割が生活保護受給者でした。また、利用者属性別にみると最も高いのは「精神障害」です。

【訪問回数の多いケースの例】
浪費傾向等で計画的な金銭管理が出来ず、1週間ごとに生活費を届ける必要がある

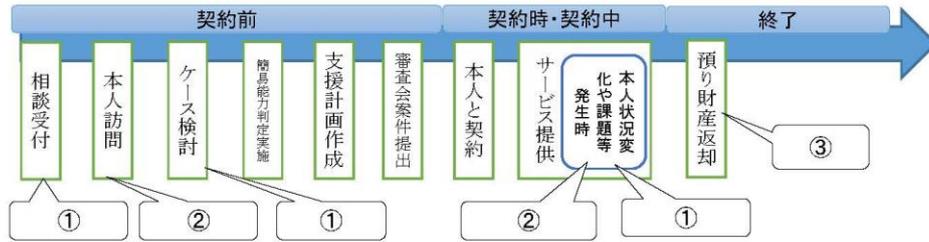
【複数訪問が必要なケースの例】
本人や本人に関わる者からの攻撃的態度や、セクハラ行動等により訪問時の危険が

3 権利擁護事業を利用する際の区生活支援課と区ACの連携イメージについて

生活保護受給中の方が、権利擁護事業を利用する際に、区社協あんしんセンターと区生活支援課が必要な情報を共有することでより良い支援につながり、死亡時等の対応についても、事前に準備することができるようになりますと考えています。

今後、区社協あんしんセンターから以下のような内容について、ご相談させていただくことがあるかと思いますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

【参考】権利擁護事業を利用する際の主な流れ ※別添「横浜生活あんしんセンターパンフレット」参照



<連携のイメージ>

① 本人状況の共有・必要に応じたケースカンファレンスの実施	
【契約前】	【契約中】
○本人状況の情報提供 ・相談者や本人から得られなかった本人状況を把握 ・本人聞き取り内容と比較し、本人判断能力を確認	○本人状況変化時等の情報共有 双方で把握した本人や周囲の状況の変化の情報共有
○ケースカンファレンス実施 ・支援者間の本人課題の共有と、それぞれの支援内容及び役割分担の確認 ・あんしんセンター訪問回数、訪問人数の確認	○本人状況の変化や課題の状況に応じ、カンファレンスを実施 本人の課題が改善しない場合や、新たな課題発生時における本人支援の方針見直し、役割分担の再確認

② あんしんセンターによる本人訪問への必要に応じた同席・同行	
【契約前・契約時】	【契約中】
○契約に向けた初回訪問時等の同席 ・初回訪問 ・簡易能力判定実施時 ・契約締結時 等	○定期訪問等の同行 ・双方で本人状況の把握や確認が必要な場合 ・本人への生活指導等、あんしんセンターでは行えない援助が必要な場合 等

③ 預かり財産返却時の対応	
【契約前・契約中】	【死亡時】
○保管物件引受人(*)設定予定や、死後の対応についての確認 ○把握している親族(推定相続人の範囲)についての情報提供 本人死亡による契約終了時に備えて、預かり財産(通帳・印鑑等)引渡し先の把握・確認 *「保管物件引受人」とは、利用者が指定した預り財産の引受人	○原則、保管物件引受人にあんしんセンター預り財産(通帳、印鑑等)を引き渡し。 ※保管物件引受人がいない場合は、生活支援課に引き渡しをお願いします。

担当 横浜生活あんしんセンター 小方、井出
健康福祉局生活支援課 岩井
健康福祉局福祉保健課 伊藤、吉澤

⑩ 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

1) ヒアリングの趣旨

東京都社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の展開と成年後見制度との連携について、取組の実際や課題等に関するヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

東京都における日常生活自立支援事業は、専門員 279 人、件数が 3858 件であり、平均 1 名あたり 13.83 件になっている。

人件費補助が 400 万があるが、全国平均とほぼ同じであったことに驚いた。契約件数は微増傾向である。3858 件を補助基準で 35 で割ると 110 人のはずだが、実際には 279 名もいる。市町村の補助や非常勤かもしれないが、それだけの人数が必要な事業であると思われる。

訪問調査は 10 箇所前後、運営適正化委員会の検査、62 市町村に 3 年に 1 回程度は入っている。また、センター長会議を年 1 回開催している。

契約締結審査会では、すべてのケースを見ているわけではないが、支援計画の変更が生じたときには諮るようになっている。

審査会に諮る 3 大要件は、能力疑義、支援計画変更、生活保護受給者との契約の 3 点である。

また、成年後見制度との併用、社協・団体からの解約というデリケートなものは専門員にも参加してもらっている。

事前に資料送付、夜中にしっかり検討するおもい会議。正規 3 名、非正規 4 名で読み込み、専門員にも確認して臨んでいる。

東京都の事業に関する統計によると、人口あたりの利用者数のグラフでは、市部のほうが利用者は多い。

日自事業の利用者数は、成年後見の 7 分の 1 程度。件数としても課題があるか。モニタリングが十分できていないことが課題としてあげられる。

<日自の課題>

現在の東京都における日自事業の課題として以下が挙げられる。

①画一的な支援、モニタリングの不十分さ、通帳の管理等のセキュリティ面での体制がとられていない点が課題か。

- ・市町村間の格差で十分体制がとられていないところはどうか。

②実施体制について。

- ・年間 1000 件近い新規ケースがある。

全件をみることが難しく、どのように簡素化するかが課題。

契約時だけではない。経常的にいかに把握してコントロールするのは無理である。

管理職の関与：少ないという調査結果がでた。

委託事業は、上司より委託元の意向が大きい。この事業の相談はまずは東社協に相談にくるか。措置制度と同じ。福祉事業所は利用者を見ず、行政をみるのが措置制度の弊害という指摘があったが、関係市町村がより責任をもち主体的に関わることがもっとあってもよいのではないか。

- ・国庫補助のことも確保が必要である。

③包括的实施体制の中にどう位置づけるか。

- ・社協内他部門との連携協働について

- ・包括的支援体制にどう位置づけるのか。

- ・そのためにも区市町村事業化ができればよい。

主体的に取り組むためには、委託よりも補助のほうがよいのではないか。

- ・補助事業であれば、上乘せの補助をする自治体もあるのでは？

- ・法律適にも問題ないはず。

- ・重層的支援の会議にも日自・権利擁護を視点として入れるべき。

ツールに視点を盛り込むことが大事である。

- ・ICT を活用したアプリの開発も合わせて取り組む。

以上

⑨ 大阪市

1) ヒアリングの趣旨

政令市における成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携に関する取組について、取組の実際や特徴にかかるヒアリング調査を行った。特に、大阪市における地域福祉基本計画において権利擁護事業の推進の一環として、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行にかかる検討が行われており、取組について調査を実施した。

2) 取組概要

大阪市では権利擁護に関する事業に 20 年以上取り組んでいる。H11 より地域福祉権利擁護事業を市社協が主体的に行っていた。

現在、利用者数は約 3000 人であり、非常に多い。大阪府社協でも 3000 人、府下では約 6000 人程度であるため、大阪市の数値の多さがわかる。

現在利用者は若干減少だが、それでも 2800 人程度は利用している。

利用者像は、もともと単身の高齢者が多く、42%を超えており、生保の利用者が多い。非課税世帯が約 5 割で、低所得者層が非常に多い。日自の新規の利用ニーズも多く、待機者も多い。一時 800 人程度の待機者、今も 200 人ほど待機されている。

一方で、大阪市として、成年後見制度利用促進の対応を行っている。

日自から成年後見制度へのスムーズな移行を推進する中、ネットワークの中でその機能をもっておかなければいけない。

H30 年度より地域福祉基本計画、H29 年にあんしんサポートの利用者 3300 人を対象に調査を行った。約 6 割が居宅、意思表示できる方は 8 割、話ができる方が 7 割。

何らかの法律行為が必要が 8 %、500 万以上の資産保有者の数値などを把握した。

本人が制度をつかうことで生活の質を向上できないかという観点で支援している。

また、市民後見人の養成に取り組む中で、生活支援員が月 1 回いく中、見守りという観点が大きいの。

月 1 回面談にいくのが活動の方針となっている。必要な金銭管理、身上監護を行っている。計画策定の中で、部会をもうけ、成年後見制度への移行の促進を進めてきた。

判断能力が低下している方、法律行為が必要な方、遺産分割協議、訴訟が必要な方、悪質な商法や経済的搾取への対応が必要な方、多額の財産をお持ちの方などに対し本人の生活の質の向上のために取組を進めてきた。

対象者は以下のとおりである。

- ・区社協にあんしんサポート（あんさぼ）の事務局がある。
- ・社協が受託している中核機関と連携。
- ・制度の必要性について説明をする。
- ・あんさぼの契約は終了することを説明し、本人同意が得られれば、相談支援機関につなぎ、包括や区役所などにつなぎ、本人支援のチーム形成をはかる。

制度利用をすすめる過程で現場の職員の判断が難しい場合、中核機関がかんでいる。専門職を直接派遣する仕組みを作っている。

相談を依頼できるのは区役所や地域包括支援センター等が窓口である。あんしんサポートの窓口からもうけられるよう、具体的な支援をうけられるようにしている。

移行は、生活の質向上という者が計画とともに始まったので、相談支援員用の手引きを作成した。

どのように制度移行をしていくか、相談支援員むけの研修に盛り込んでいる。

中核機関とあんサポがつないでいくと伝えたが、市町村長申立の場合、区役所が申し立てるため、情報共有を行っている。

あんしんサポートの相談の段階ではかの支援が必要な場合、入口支援のスキームの流れを検討した。権利擁護のための検討表も作成した。

部会での検討では、毎年 300 人の移行を目指した。

実績値としては、R2 年度の 10 月までの半年で 231 人が移行している。

中身を分析する中でみえてきたのは、生活の質の向上をプラスの要因としてとらえてきたが、判断能力の面で支援から外れてしまう方も多い。後見類型にいかれたかたが 7～8 割でている。

市民後見人は後見類型しかうけていない。当初予定していた市民後見人の活用は限定的である。

いま、あんサポを気持ちよくつかっている人には制度移行が必要といってもなかなか響かない、説明しても同意はえられない。あんサポの支援員との関係にひびが入ることもあった。後見制度のイメージが余りよろしくない。入口の制度利用が煩雑というイメージがある。支援者も、日自がその方の支援に組み込まれているが、この安定した環境をなぜ崩すのかということもある。

保佐・補助相当を市民後見人に受任させていないこともあり、誰を選任するかは家裁

にゆだねられている。そのため、課題への対応が限定的になる。市民の受任は少ない状況である。

制度移行についてはまだ課題も多い。市長申立に時間が非常にかかっていること、相談員自身も、なぜそれをしなければいけないのか理解していないことがあり、H30年度当初は非常に反発があった。安定している人の環境をあえて変えることで大変になる懸念がいわれた。

対象者の洗い出しや、本人の生活の質の向上といってもなかなか入らなかった。

ネットワークの取組は前に進めなあかんという議論はしてきている。受任調整の仕組みを H30 年より進めてきている。一定適任者を家裁に推薦し、家裁も推薦するという、仕組みをつくっている。家裁の審判時間が短縮するような取組も進めている。

意思能力を失った方への支援、区社協と区、中核機関の意識合わせと役割について、局も各窓口をまわって、市長申立分については連携できていると思う。

生活保護の受給者が非常に多いこと、生保との連携について、あんしんサポート制度は生活保護と切っても切れない。担当者の研修できちんと説明したり、日常的なケースワークで連携する、情報提供を行う等の連携が行われている。

生活困窮者支援との連携は、生保の窓口併設されていることが多く、また社協が委託されていることも多い。

家計改善との連携については、大阪市ではあまり聞かないところである。

日自の実施主体を自治体に移管する方向については、社協主体に行い、補助金を出していること、金銭管理を全国あまねく整備する目的があり、法律にも位置づけ、社協に依頼してきた。本人福祉の向上という観点からは現行の体制で問題ないと思っている。

現行のスキームで上限が決まっている場合は利用が増えると、利用者を限定するような運用までできかねない。各市町村間で差異がでてくる。

苦情解決への対応等、行政が担うのが妥当なのか、現行のスキームを維持するべきであり、拙速な移行は見直すべきではないか。現行のスキームを一緒に見直す必要がある。

権利擁護の入口支援の必要性は今後ますます重要性を持つ。大阪市でも検討票を作成している。検討のツールを示すことについては賛成である。

一方でツールを示す場合、あんサポで入口支援のところで、相談員の意識の問題もあったが、現場の職員が積極的に活用いただけるような意識付け、事例の蓄積などの研修もセットで行う必要があると考えている。

以上

⑩ 社会福祉法人 AJU 自立の家

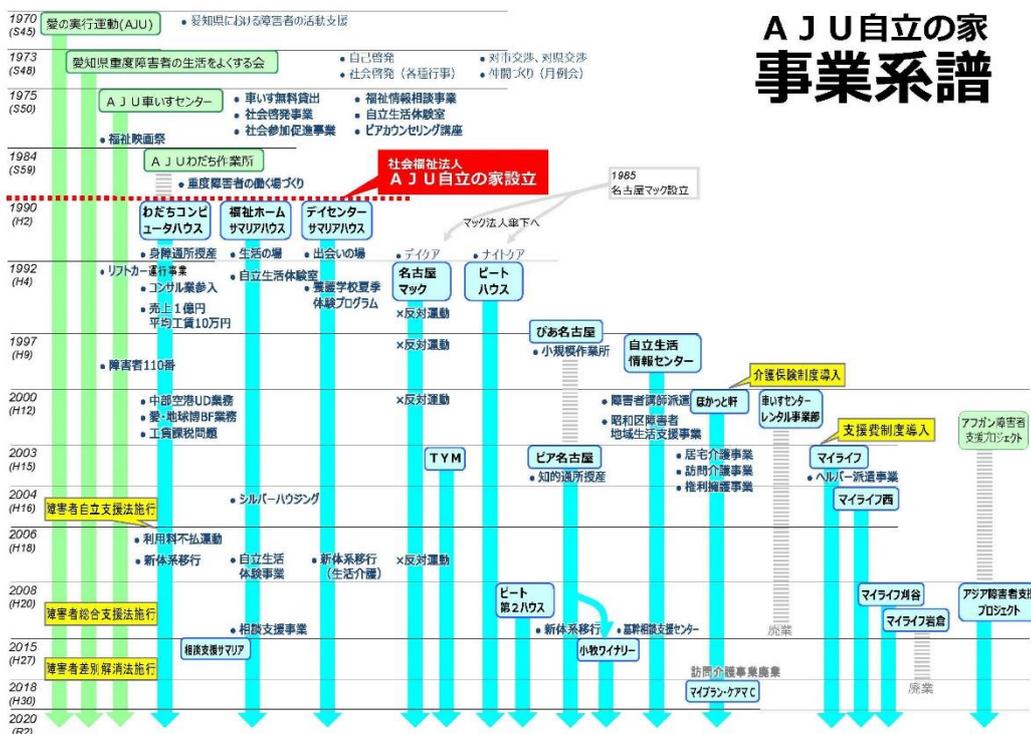
1) ヒアリングの趣旨

社会福祉協議会以外の社会福祉法人における日常生活自立支援事業の取組について、取組の実際や特徴、成年後見制度との連携等に関するヒアリング調査を行った。

2) 取組概要

AJU 自立の家は、1973 年に、愛知県重度障害者の生活をよくする会と愛の実行運動 (AJU) が出会い、AJU 車いすセンターの開設や重度障害者の働く場づくりなど、だれもが住める福祉の街づくり運動に取り組み、1990 年に社会福祉法人「AJU 自立の家」として設立された。

地域福祉権利擁護事業が開始された 1999 年当初、愛知県内の基幹的社会福祉協議会だけでは十分なフォローが難しい地域があったこと、社会福祉法人 AJU 自立の家では、愛知県内に 15 箇所の車いすセンター支部を有していたことから、社会福祉法人 AJU 自立の家が地域福祉権利擁護事業への取組を開始することとなった。



(出典：社会福祉法人 AJU 自立の家ホームページより)